

第2回智頭町議会臨時会会議録

平成27年7月24日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
 - 第 2. 会期の決定
 - 第 3. 諸般の報告
 - 第 4. 議案第67号 訴えの提起について
 - 第 5. 報告第 4号 法人の経営状況について
 - 第 6. 常任委員会委員の選任
 - 第 7. 議会運営委員会委員の選任
 - 第 8. 閉会中の継続調査の申し出について
- 追 加
- 第 1. 議長の辞職
 - 第 2. 議長の選挙
 - 第 3. 副議長の選挙
 - 第 4. 議席の一部変更
 - 第 5. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
 - 第 6. 八頭環境施設組合議会議員の選挙
 - 第 7. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第 8. 議案第68号 智頭町監査委員の選任について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第67号 訴えの提起について
- 第 5. 報告第 4号 法人の経営状況について
- 第 6. 常任委員会委員の選任
- 第 7. 議会運営委員会委員の選任
- 第 8. 閉会中の継続調査の申し出について

追 加

- 第 1. 議長の辞職
- 第 2. 議長の選挙
- 第 3. 副議長の選挙
- 第 4. 議席の一部変更
- 第 5. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙
- 第 6. 八頭環境施設組合議会議員の選挙
- 第 7. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8. 議案第68号 智頭町監査委員の選任について

1. 会議に出席した議員（12名）

1 番 高 橋 達 也	2 番 大 藤 克 紀
3 番 岩 本 富美男	4 番 中 野 ゆかり
5 番 平 尾 節 世	6 番 谷 口 雅 人
7 番 岸 本 眞一郎	8 番 徳 永 英太郎
9 番 石 谷 政 輝	10 番 酒 本 敏 興
11 番 大河原 昭 洋	12 番 南 肇

1. 会議に欠席した議員 な し

1. 会議に出席した説明員（6名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
教 育 課 長	西 沖 和 己
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	塚 越 奈緒子

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成27年第2回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、石谷政輝議員、10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成27年6月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご了承下さい。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が、去る7月22日に開会され、

6 件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣及び委員会派遣の結果報告書が提出されておりますのでご報告いたします。

今臨時会の説明員につきましては、7月21日付けをもって町長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、6月23日に本会議で議決されました「人権侵害救済法及び差別禁止法の早期制定とヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書の提出について」並びに「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書の提出について」につきましては、関係大臣並びに衆参両院議長宛に意見書を提出しておりますのでご了承下さい。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧頂き、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第67号及び日程第5．報告第4号一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第67号 訴えの提起について、及び日程第5、報告第4号 法人の経営状況についてまでを一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第2回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には大変お忙しい中ご参集いただき誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

議案第67号、訴えの提起につきましては、智頭中学校仮設駐車場整備に伴う損害賠償請求の訴えを提起するものです。

報告第4号につきましては、株式会社サングリーン智頭の平成26年度の経営状況について報告するものです。

詳細につきましては主幹課長をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いしまして、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって、報告は終了となりますのでご了解ください。

日程第4、議案第67号 訴えの提起についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第67号 訴えの提起について。次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

1、相手方。住所、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1062番地。氏名、古林太郎。

2、訴えの理由。町は、智頭中学校改築工事に伴う智頭中学校の仮設駐車場としての利用にあたり、平成26年7月1日に相手方との間で土地の賃貸契約を締結しました。賃貸物件につきましては、面積が1,250平米。また、契約期間等におきましては、平成26年7月1日から平成27年3月31日までであります。賃借料につきましては月額4万円といたしまして、支払いにつきましては9月、12月、3月末とし、契約に基づいての支払うものとしたわけでございます。これに関しまして、工事費用199万8千円を支出して、当該土地の整備を行いました。平成26年8月21日から仮設駐車場として利用してきたわけであります。しかし、相手方の妨害行為により、平成26年10月1日から当該土地を仮設駐車場として利用ができなくなったものであります。町は、相手方に対し、再三にわたり当該契約の履行を要請しましたが、一向に応じなかったわけであります。このため、相手方に対して損害賠償金の請求をしましたが、これに応じないため、相手方に対して損害賠償請求の訴えを提起するものであります。

3、訴えの趣旨。町は、賃貸借の目的たる仮設駐車場としての利用にあたり支出した工事費用199万8千円及び、妨害行為により利用できなかった期間の代

替地の賃借料20万円、合計219万8千円の損害賠償請求の訴えを提起するものであります。

4、訴訟の方針。第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回、仮設駐車場の設置にあたり、当事者と契約をしたということですが、今回仮設駐車場ということですので、もし利用期間が終われば、これはどういうことにする予定だったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 賃貸物件といたしますのは、もとは農地でございました。従いまして、農業委員会を通しまして、一次転用措置を講じたわけがございます。その約束事といたしましては、期間内に目的を達成した場合には、直ちに原形復旧ということでごございました。しかし、期間に置いては3年間の猶予措置、これが付帯事項として設けられておりますので、現行におきましては、まだその3年間の期間の途上にあるわけで、原形復旧には至っておりません。

以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） もし、想定どおり賃貸契約でしたときの、利用料の総額はいくらになる予定だったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 月額4万円でございますので、平成26年の7月から平成27年の3月までの間でございます。従いまして、9月かける4万円、四九36万円が合計金額でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の損害の想定ですが、契約が履行できなかったために、新たな支出が生じた。ま、普通に考えると、契約が履行できなかったために、20万円の余分な借地料が要ったということですね。それで、これが契約どおり行えば、かかった費用も当然、埋め立ての費用も町が持つし、復帰も町が持つということですね。で、相手方に利用料も支払うと。ということで、

本来なら当事者、古林さんに支払う利用料と、それが払わなくて済んで、今度は臨時に20万円ですね。そう見ると、そこら辺の損害の金額というものの捉え方に少し、ちょっと理解できにくい部分があるんですが。その捉え方ですね、損害というものの。そこら辺については、弁護士と相談した上で、こういうことでは、そこら辺については、どうお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 町といたしましては、あくまでも目的を仮設駐車場としての目的を達成するためには、やはり契約どおりの事案の執行が望ましいわけでありまして。しかし、途中からその目的が反故にされておる、いうことに対しての、造成した費用それから仮設に、駐車場を更に借りなければならなかった、いうことに対しての訴えの金額というものが、先程も述べました219万8千円でございます。

もう一面は、やはりこのままこの事案を放置することはできないという、そういう行政としての姿勢を示すと、いうことから弁護士と相談、協議の上、この金額をもって損害賠償請求の訴えを提起するものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 当然町としては、こういう契約不履行に対して毅然とした態度をとるといふ部分は十分理解できます。ですが、損害の捉え方というものです。従来なら、埋め立て費用とこれから発生する現状復帰費用もですね、この考えに立つと、本来はそれも損害費用という見方になるのではないかなという気がするんで、現状では、まだ現状復帰していないので費用が発生してませんが、相手と契約で3年以内には現状復帰するんだということであればね、契約の不履行で町が損害を被ったという解釈で埋め立て費用の、この198万ですか、199万8千円が損害だと見ているなら、当然現状復帰する費用も損害だと見ざるを得んようになるのかな。もし、あくまでもこの契約が不履行な上に余分な出費というのは20万円だということで、20万円が実質的な損害だと見るのか、これは当然、法廷の場で争われるんで、私たちがどうのこの言う部分ではないかも知れませんが、そこら辺の損害の捉え方について、しっかり詰めておいた方が、若干ちょっと理解できにくい部分があるので、そのことについて質問したわけです。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 原形に復旧する経費というものについては、本来農業委員会との約束事の中で、原状回復する義務が当然、町の方にはあるわけでございます。ならば、原状回復に要する経費というものについては、これは訴えの金額の範疇ではないと、そのような理解のもとに、訴訟の、損害賠償請求の訴えの提起とさせていただいております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第5号、報告第4号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） それでは報告第4号、法人の経営状況について説明させていただきます。お手元の資料、株式会社サングリーン智頭の決算書報告書の3ページ目をご覧ください。

営業状況、平成26年度。造林事業収入、1,162万4,494円。前年に比べまして573万7,170円の減となっております。林産事業収入、1,994万3,861円。めくっていただきまして4ページ目、同じく林産事業収入54万1,863円。先程の3ページ目の林産事業収入と合計いたしまして、2,048万5,724円。前年に比べ、216万9,941円の増となっております。林産品売上、1,258万744円、91万7,009円の増となっております。林産品売上（造林事業）685万6,848円、前年に比べまして298万8,096円の減となっております。その他の事業、355万7,462円、前年に比べまして159万948円の増となっております。総合計で5,510万5,272円でございます。前年に比べまして457万8,116円の減となっております。

続きまして、5ページ目でございます。貸借対照表です。資産の部。流動資産、預金3,230万5,914円、未収金304万673円、前払金171万2,285円、棚卸資産林産品41万2千円、長期前払金で5万3,010円、流動資産計3,752万3,882円。固定資産。機械装置274万2,155円、車両運搬具で58万8,735円、出資金10万円、固定資産計3

43万890円、資産合計4,095万4,772円。負債の部。流動負債、預り金171万8,796円、未払金190万3,444円、未払法人税等18万2,500円、未払消費税67万2,100円、流動負債計447万6,840円、固定負債、退職給与引当金1,245万円、固定負債計1,245万円、負債合計1,692万6,840円。資本の部。資本金1,990万、積立金350万、前期繰越利益剰余金64万176円、当期欠損金1万2,244円、未処理分剰余金62万7,932円、資本合計2,402万7,932円、負債及び資本の合計4,095万4,772円でございます。

続きまして6ページ目をご覧ください。平成26年4月1日から平成27年3月31日までの損益計算書でございます。営業総損益、収益5,510万5,272円、費用3,606万7,947円、営業総利益1,903万7,325円。一般管理費。給与手当等の経費が計上してございまして、合計で1,934万7,534円でございます。営業損益、マイナス31万209円。続きまして営業外損益でございます。営業外収益58万466円、営業外費用10万円、計48万466円。経常損益17万257円。特別損益、固定資産処分損マイナス1円、法人税・住民税18万2,500円、税引後当期損益マイナス1万2,244円、前期利益剰余金64万176円、当期繰越利益剰余金62万7,932円。

続きまして、7ページをお願いします。先程説明いたしました営業損益と営業外損益の明細でございますので、内訳はこちらをご覧ください。

続きまして、めくっていただきまして8ページをお願いいたします。剰余金の処分についてでございます。今期末処分利益剰余金。当期欠損金マイナス1万2,244円、前期繰越利益剰余金64万176円、合計で62万7,932円、次期繰越利益剰余金として62万7,932円、合計62万7,932円を処分しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） 3ページの2番の表の一番最後、受注先の「その他」となっていますが、もしわかれば教えて下さい。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） この部のその他につきましては造林事業補助金等ですね、やっているもの以外でございまして、受託事業でございまして。当然この場合は、その他の部分につきましては、個人等のものを扱ったということでございます。

○議長（谷口雅人） 他ありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 5ページの貸借対照表の中の退職給与引当金ですね。いま現在1,245万で、で、次の6ページには一般管理費の中で退職給与引当金繰入が今期はゼロだと。この、ここの退職給与の引当については、これはどんなでしょうね。利益が出たときだけに引き当てをやっているのか、そこら辺についてはどのような、積立に対しては、考えてるのでしょうかね。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） この引当金の積立につきましては、理事会でも議論されておりますが、その基準につきましては、ちょっと私いま…してませんのでお答えできませんので、調べましてまた後ほど回答させて頂きたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第67号 訴えの提起についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第67号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま

す。

(賛成者起立、11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午後 1時17分

○副議長(南肇) ただいまから、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、議長 谷口雅人議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(南肇) 異議なしと認めます。

よって議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議長の辞職

○副議長(南肇) 追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、谷口雅人議員の退場を求めます。

(谷口雅人議員 退席)

○副議長(南肇) 次に、職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○事務局長(寺坂英之) 朗読いたします。

辞職願。私この度、智頭町議会議長の職を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。平成27年7月24日付け智頭町議会議長 谷口雅人より、智頭町議会副議長 南肇様あて。

以上です。

○副議長(南肇) お諮りします。谷口雅人議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(南肇) 異議なしと認めます。

よって、谷口雅人議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは、谷口雅人議員の除斥を解きます。谷口雅人議員が入場されるまでしばらくお待ちください。

(谷口雅人議員 復席)

○副議長(南肇) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時20分

○副議長(南肇) 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(南肇) 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長(南肇) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(南肇) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名についてどなたか発言をお願いします。

4番、岩本富美男議員。

○4番(岩本富美男) 議長に、私、岩本は、南議員を推薦します。

○副議長(南肇) お諮りします。

4番、岩本富美男議員のご意見のとおり、副議長の私、南肇を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(南肇) 異議なしと認めます。

よって、副議長の私が議長に当選となりました。

会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

○新議長(南肇) それでは、私が議長に当選いたしましたので、就任のあいさつをさせていただきます。

私は副議長の2年間、議会の融和をとということもモットーに行動してまいりました。今後もこの精神は守ってまいります。先ず、智頭町議会基本条例をしっかりと検証し、議会運営を更なる向上を図りたいと思います。議員皆様の今後の活動が、スムーズに行われるように開けた議会を目指します。今年が地方創生元年。今、智頭町におきましては、総合戦略の真っ直中でございます。これから5年間、智頭町の将来が決まると言っても過言ではございません。我々議会と執行部とがしっかり切磋琢磨し、町民の安心安全、豊かな暮らしができる町を目指して努力いたして行く覚悟でございます。どうぞよろしく申し上げます。

また、不慣れな議長という立場になりまして、皆様には多々ご迷惑をおかけすることがあろうかと思いますが、絶大なるご協力、ご支援を賜りますよう、お願いをして、議長就任の決意表明といたします。ありがとうございました。

(拍手する者あり)

○議長(南肇) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長(南肇) 再開いたします。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南肇) 異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3．副議長の選挙

○議長（南肇） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名についてどなたか発言をお願いします。

3番、大藤克紀議員。

○3番（大藤克紀） 私は副議長に大河原昭洋議員を推薦いたします。

以上です。

○副議長（南肇） お諮りします。

3番、大藤克紀議員のご意見のとおり、大河原昭洋議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（南肇） 異議なしと認めます。

よって、大河原昭洋議員が副議長に当選となりました。

ただいま、副議長に当選されました大河原昭洋議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって告知します。

大河原昭洋議員、副議長の当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

○1番（大河原昭洋） ただいま議員の皆様からご推挙たまわり、副議長に就任させていただくことになりました大河原昭洋でございます。伝統ある智頭町議会の副議長であるという大任を拝し、身に余る光栄あると共に、その責任の大きさを、痛感しております。

本町は著しく進行する人口減少、少子高齢化という大変厳しい時代を迎えておるわけですが、しかしこのピンチを地方創生というチャンスに変えていくためには、執行機関と共に議会がしっかりと機能することが求められており、町民の皆様から更なる信頼を得られる存在感のある議会を精一杯誠心誠意目指してまいりたいと思います。そして、副議長の職務である議長を補佐し支えることで、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいる所存ですので、皆様方のご支援ご協

力を、お願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手する者あり)

○議長（南肇） 暫時休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後3時10分

○議長（南肇） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第4．議席の一部変更

○議長（南肇） 追加日程第4、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議席の変更を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議席の一部変更をいたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（寺坂英之） それでは申し上げます。

1番、大河原昭洋議員を11番席に、2番、高橋達也議員を1番席に、3番、大藤克紀議員を2番席に、4番、岩本富美男議員を3番席に、5番、中野ゆかり議員を4番席に、6番、平尾節世議員を5番席に、11番、南肇議員を12番席に、12番、谷口雅人議員を6番席に。以上でございます。

○議長（南肇） ただいま、朗読いたしましたとおり議席の変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」を呼ぶ者あり)

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読のとおり議席を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に着席して下さい。

(議席変更議員 議席の異動)

日程第 6． 常任委員会委員の選任について

○議長（南肇） 日程第 6、委員会条例第 3 条第 1 項の規定により、常任委員の任期満了することに伴い、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、総務常任委員に高橋達也議員、大藤克紀議員、岩本富美男議員、徳永英太郎議員、酒本敏興議員、南肇議員、民生常任委員に中野ゆかり議員、平尾節世議員、谷口雅人議員、岸本眞一郎議員、石谷政輝議員、大河原昭洋議員、議会広報常任委員に高橋達也議員、岩本富美男議員、谷口雅人議員、岸本眞一郎議員、大河原昭洋議員をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

日程第 7． 議会運営委員会委員の選任について

○議長（南肇） 日程第 7、委員会条例第 4 条の 2 第 3 項の規定により、議会運営の委員の任期満了することに伴い、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議会運営委員に平尾節世議員、徳永英太郎議員、石谷政輝議員、酒本敏興議員、大河原昭洋議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれ議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 1 5 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○議長（南肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員、谷口雅人議員から、同組合議会議長宛に辞表願を提出したところ、同組合議会議長から議員の辞職願が許可されまし

た。

ただいま、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員が欠けました。

お諮りします。鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第5 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

- 議長(南肇) 追加日程第5、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に南肇議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました南肇議員を鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました南肇議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 1 8 分

再開 午後 3 時 1 8 分

○議長（南肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

八頭環境施設組合議会の議員、谷口雅人議員から、同組合議会議長宛に辞表願を提出しましたところ、同組合議会議長から議員の辞職願が許可されました。

ただいま、八頭環境施設組合議会の議員が欠けました。

お諮りします。八頭環境施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 6 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、八頭環境施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 6 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 6 . 八頭環境施設組合議会議員の選挙

○議長（南肇） 追加日程第 6、八頭環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

八頭環境施設組合議会の議員に南肇議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました南肇議員を八頭環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました南肇議員が八頭環境施設組合議会の議員に当選されました。

暫時休憩します。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時21分

○議長(南肇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員、南肇議員から、同組合議会議長宛に辞表願を提出したところ、同組合議会議長から議員の辞職願が許可されました。

ただいま、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員が欠けました。

お諮りします。鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7と、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(南肇) 追加日程第7、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定

しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員に大河原昭洋議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました大河原昭洋議員を鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南肇) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました大河原昭洋議員が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

追加日程第8. 議案第68号

○議長(南肇) 追加日程第8、議案第68号 智頭町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中野ゆかり議員の退席を求めます。

(中野ゆかり議員 退席)

○議長(南肇) 提案理由の説明を求めます。

金児副町長。

○副町長(金児英夫) このたび追加提案しました議案につきまして、その概要を説明します。

議案第68号 智頭町監査委員の選任につきましては、委員の辞職に伴い、新たに中野ゆかり氏を選任するため、議会の同意を求めるものです。

詳細につきましては、主幹課長をもって説明させていただきますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長(南肇) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。日程第8、議案第68号 智頭町監査委員の選任についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) そういたしますと、議案書をご覧いただきたいと思っております。議案第68号 智頭町監査委員の選任について。

委員の辞職に伴いまして、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法の規定に基づき本議会の同意を求めるものでございます。八頭郡智頭町大字大内691番地、中野ゆかり、昭和42年11月14日生まれ。以上でございます。

○議長（南肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決を行います。

これから、議案第68号 智頭町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（南肇） 起立多数です。したがって、本案に同意することに決定しました。

中野ゆかり議員の復席を認めます。

（中野ゆかり議員 復席）

日程第8．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（南肇） 日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南肇） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第2回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年7月24日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会副議長

並びに新議長 南 肇

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 酒 本 敏 興